逗子市ＵＤタクシー導入促進協議会設置規約

（名称及び目的）
第１条　国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるに生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。以下「計画」という。）の策定を目的として、逗子市ＵＤタクシー導入促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（協議事項）
第２条　協議会は、次の事項について協議を行う。
（１）計画の策定に関すること。
（２）その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。
（構成）
第３条　協議会は、別表１に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。
（座長）
第４条　協議会に座長を置く。
２　座長は、逗子市の交通政策を担当する課等の長をあてる。
３　座長は、協議会を代表し、会務を統括する。
４　座長は、必要と認めるときは、前条に定める者以外の者を構成員に加えることができる。
（協議会の開催）
第５条　協議会は、必要の都度、座長が招集する。
２　協議会の議長は、座長が行う。
３　座長は、必要に応じ、第３条又は前条第４項に定める構成員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
（事務局）
第６条　協議会の事務を処理するため、逗子市の交通政策を担当する課等に事務局を置く。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則
この規約は、令和７年７月17日から施行する。

別表１（第３条関係）

逗子市ＵＤタクシー導入促進協議会構成員

座 長	逗子市の交通政策を担当する課等の長
委 員	JR逗子駅構内タクシー組合組合長
委 員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官